

こ成事第 67 号
令和 8 年 4 月 8 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市市長
市区町村長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」の一部改正について

標記については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 430 号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

新旧対照表

【別紙】

新	旧
<p style="text-align: right;">こ成事第 430 号 令和 5 年 8 月 22 日 <u>こ成事第 67 号</u> <u>令和 8 年 4 月 8 日</u></p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 児童相談所設置市長 市区町村長</p> <p style="text-align: right;">こども家庭庁成育局長</p> <p style="text-align: center;">地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について</p> <p>地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、昭和 62 年度から年次計画により整備を行っているところであり、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設について、施設入所児・者、利用児・者の安全確保を図る観点から当該危険区域外へ移転する場合にその移転改築に要する整備費の交付を優先的に行うとともに、社会福祉法人の当該整備費に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととする。</p> <p>実施については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾のないようにされたい。</p>	<p style="text-align: right;">こ成事第 430 号 令和 5 年 8 月 22 日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 児童相談所設置市長 市区町村長</p> <p style="text-align: right;">こども家庭庁成育局長</p> <p style="text-align: center;">地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について</p> <p>地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、昭和 62 年度から年次計画により整備を行っているところであり、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設について、施設入所児・者、利用児・者の安全確保を図る観点から当該危険区域外へ移転する場合にその移転改築に要する整備費の交付を優先的に行うとともに、社会福祉法人の当該整備費に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととする。</p> <p>実施については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾のないようにされたい。</p>

新	旧
<p>1～3 (略)</p> <p>4 適用期間 令和 <u>8</u> 年度から令和 <u>12</u> 年度 (5 年計画)</p> <p>別紙 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 適用期間 令和 3 年度から令和 7 年度 (5 年計画)</p> <p>別紙 (略)</p>

新

旧